

「体細胞クローン家畜等の取扱いについて(案)」についてのパブリックコメントの結果について

1. 実施期間 平成21年7月2日～平成21年7月31日
2. 提出方法 インターネット、ファックス
3. 提出状況 64通
4. ご意見の概要及び回答

分類	ご意見の概要	回答	件数
全般について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クローン家畜の出産や生育過程で異常が多く、食品安全委員会の評価は理解できない。</li> <li>・将来、人体にどのような影響が出るか分かっていない。</li> <li>・生物個体には悪影響がなくても、生態系に悪影響を及ぼす危険がある。</li> <li>・安全と評価されても心象として安心というわけではない。</li> <li>・安全と評価するのは時期尚早である。</li> </ul>	<p>体細胞クローン技術については、体細胞クローン家畜の生産率が低い等、技術的に改善の余地が多く、今後も研究が必要であり、現行の技術水準では商業生産が見込める状況ではありません。</p> <p>また、体細胞クローン技術は新しい技術であり、国民の理解が十分に得られていない状況にあります。</p> <p>このような状況の中で、試験研究に供した体細胞クローン家畜及び後代家畜由来の生産物が市場に流通すると無用の混乱を招くと思われることから、クローン研究機関に対して、体細胞クローン家畜及び後代家畜由来の生産物は、試験研究目的に使用した後、当該研究機関において処分するよう要請することとしました。</p> <p>農林水産省としては新たな知見の収集に努めるとともに、今後も継続して分かりやすい情報提供を行ってまいります。</p>	9
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命に対するモラル、哲学の欠如を感じる。</li> <li>・クローンの実用化の前に、技術の必要性及び動物福祉面の評価が必要不可欠。</li> <li>・食品健康影響評価で審議されなかった環境影響、倫理、道徳、社会経済等に係る部分に不安や疑問を感じる。</li> </ul>	<p>体細胞クローン技術は、家畜改良への利用のみならず、医療モデル用の家畜の生産など、畜産分野以外にも応用可能な技術として期待されます。現段階では出生前後での異常が多く、母体への負担があることは否めませんが、今後の研究の進展によって克服していくべき課題であると考えます。</p> <p>なお、現時点でも家畜の負担軽減に関しては、研究機関を所管する省庁が定める基本指針等に基づき、各研究機関毎に動物実験規程等を設けるなど、可能な限りの配慮を行いつつ研究を進めています。</p>	7
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間への利用へ進める考えがでてこないとは言いきれず、倫理面から見て、体細胞クローン技術そのものに不安を感じる。</li> </ul>	<p>ヒトクローンの作製については、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」(平成12年法律第146号)で禁止されています。</p>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛を含めその他の家畜においても後代については通常のものと同様ではないという報告が多数なされているので、クローン牛と後代とは切り離して考えるべき。</li> <li>・クローンの子どもを畜産物に利用する場合においては発生異常が起きないことは確認されているので、明確に議論を分けるべき。</li> <li>・クローン家畜と後代家畜は、生殖様式から見ると全く別のものなので、後代家畜をクローン家畜と同様に規制すべきでない。</li> </ul>	<p>後代家畜は通常の生殖を経て誕生している点において、体細胞クローン家畜とは異なります。</p> <p>しかし、現時点では体細胞クローン技術について十分な理解が得られておらず、後代家畜についても理解が得られていない状況と考えており、体細胞クローン家畜と同様に扱うこととしました。</p> <p>農林水産省としては、今後も継続して分かりやすい情報提供を行ってまいります。</p>	9
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中立的機関で体細胞クローン牛の食品としての安全性が科学的に証明されており、さらに食品として食品衛生法や省令に基づいて品質管理が行われているのだから、これらを受け入れるべき。</li> </ul>	<p>体細胞クローン技術は新しい技術であり、未だに十分な理解が得られていない状況にあることから、今後も継続して分かりやすい情報提供を行ってまいります。</p>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省や厚労省は、マスコミに対して、取り上げてもらえるような措置を講じるべき。</li> </ul>	<p>プレスリリース、マスコミとの懇談会等を利用して積極的に情報提供してまいります。</p>	1

分類	ご意見の概要	回答	件数
	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物の心身に多大の苦痛を与える「新開発技術」は、動物福祉の観点からも、研究を容認できない。</li> <li>動物を苦しめ、生命に反する行為。残虐な研究であり、このような研究はやめるべき。</li> <li>クローン家畜はその先の人間をクローンとして作ってしまいたくないのでやらない方がいい。</li> </ul>	<p>クローン家畜の研究に関しては、「ライフサイエンスに関する研究開発基本計画」(平成9年8月13日付け内閣総理大臣決定)の基本的方針を踏まえて、情報公開を進めつつ、推進しています。体細胞クローン技術は医療モデル用の家畜の生産など、家畜改良への利用のみならず、畜産分野以外でも利用価値の高い技術です。現段階では、出生前後での異常が多く、母体への負担があることは否めませんが、今後の研究の進展によって克服していくべき課題であると考えます。</p> <p>また、体細胞クローン家畜については、引き続き知見の収集が求められていることから、引き続き研究を推進していく必要があると考えています。</p> <p>なお、ヒトクローンの作製については、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」(平成12年法律第146号)で禁止されています。</p>	4
	<ul style="list-style-type: none"> <li>クローン研究よりも、食料自給率向上などの研究開発に取り組むべき。</li> </ul>	<p>体細胞クローン技術は、家畜改良への利用のみならず、医療モデル用の家畜の生産など、畜産分野以外にも応用可能な技術として期待されており、今後とも他の研究と同様に研究を進めてまいりたいと考えています。</p>	3
研究の継続について	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオテクノロジーの一つの核になる技術であり、国際的な競争のなかで日本の優位を保つためにも研究を後退させるべきではない。</li> <li>体細胞クローンは歴史の浅い技術であることから、基礎的な部分を含めて、慎重なる姿勢で、調査・研究を継続し、知見を収集・蓄積し、適宜公開すべき。</li> <li>食料としてだけでなく医療用モデル動物の開発に非常に重要な技術であり、クローン研究の推進をすべき。</li> <li>生命科学、産業の発展のためにも、クローン技術を含めた多様な技術シーズを温存していくことは重要。</li> <li>家畜クローン技術は、世界的な食料問題の解決の一助になる技術なので研究は是非推進していくべき。</li> <li>研究の継続によって、将来的には絶滅危惧に瀕した動物の復活や再生をすることで壊れかけた生態系を再生させることも可能になるかもしれない。</li> <li>我が国自身が最新の科学的知見に基づいてこれら新しい技術の安全性を独自に評価すること、また評価を可能とする技術レベルを保持することは、安全な食料の供給確保に不可欠。</li> </ul>	<p>平成10年に世界で初めて成体の体細胞由来のクローン牛が誕生するなど、我が国の体細胞クローン技術の研究は世界を牽引しています。</p> <p>体細胞クローン技術は、家畜改良への利用のみならず、医療モデル用の家畜の生産など、畜産分野以外にも応用可能な技術として期待されますが、生産率が低い、体細胞クローン技術に対する国民の理解が十分に得られてはいない等の課題が残っています。</p> <p>これらの課題を解決すべく、今後も研究を継続していくとともに、研究内容に関する情報提供を適切に行ってまいります。</p>	38
	<ul style="list-style-type: none"> <li>何を目的として研究開発しているのか、消費者にわかり易く説明することを通知すべき。</li> </ul>	<p>体細胞クローン技術は、家畜改良への利用のみならず、医療モデル用の家畜の生産など、畜産分野以外にも応用可能な技術として期待されていますが、様々な可能性を持った基盤的な技術であり、基礎的研究も含め多様な研究が行われています。こういった研究に関する情報についても、今後分かりやすく情報提供を行っていくとともに、クローン研究機関に対して消費者等への情報提供を適切に行うよう通知いたします。</p>	2

分類	ご意見の概要	回答	件数
流通について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全であるのに「食用としての出荷は見合わせる」という今回の指針には、論理的に飛躍がある。消費者に対して安全性を表示し、選択肢を与えたうえで、「食用として出荷することは可能である」、という方が分かりやすい。</li> <li>・クローン生産物を含む農産物について、表示をしたうえで消費者が取捨選択できる流通システムの構築を進めるべき。</li> <li>・生産効率は低くても、優良な種雄牛を作製することは、現在の技術レベルで十分可能であり、それを利用した商業ベースでの生産は決して不可能ではない。このような可能性を多方面から検討するべき。</li> <li>・流通に向けて積極的な体制整備を行うべき。</li> </ul>	<p>体細胞クローン技術については、体細胞クローン家畜の生産率が低い等、技術的に改善の余地が多く、今後も研究が必要であり、現行の技術水準では商業生産が見込める状況ではありません。</p> <p>また、体細胞クローン技術は新しい技術であり、国民の理解が十分に得られていない状況にあります。</p> <p>このような状況の中で、試験研究に供した体細胞クローン家畜及び後代家畜由来の生産物が市場に流通すると無用の混乱を招くと思われることから、現時点では、クローン研究機関に対して、体細胞クローン家畜及び後代家畜由来の生産物は、試験研究目的に使用した後、当該研究機関において処分するよう要請することとしました。</p>	13
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全基本法および食品衛生法に係わる法令上の根拠はないはずで、法令によらない規制は最小限であるべき。廃止への道筋を示すべき。</li> <li>・「現在の技術水準」と「利用状況」はリスク評価で安全とされたものを規制するべき理由とならない。合理性があるかもしれないのは「消費者の意見」のみとすべき。</li> </ul>	<p>体細胞クローン家畜等の取扱いについては、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果の他、社会的状況、費用対効果、技術的可能性等も総合的に考慮して決定したものです。</p>	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制をかけるにあたっては、国民調査などで国民の声を把握する必要がある。</li> </ul>	<p>平成20年6月に食品安全委員会470名のモニターを対象に実施した食品安全モニター調査によると、約6割の人が不安を感じていると報告されています。今後とも様々な場を通じて国民の声を把握に努めてまいります。</p>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理措置として、食品として流通させないことを明確にすべき。</li> </ul>	<p>本通知は、クローン研究機関に対し、試験研究に用いた体細胞クローン家畜及び後代家畜由来の生産物を、試験研究目的に使用した後、焼却、埋却等適切に処分し、食品として外部に流通しないよう要請するものです。</p>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体細胞クローン家畜および後代家畜に由来する生産物が、研究機関外に流出することのないよう、管理を徹底すべき。</li> </ul>	<p>クローン研究機関に対して、様々な機会を捉えて通知内容の周知徹底を図ってまいります。</p>	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後流通することも想定して、表示については積極的に検討すべき。</li> </ul>	<p>本通知は、クローン研究機関に対し、試験研究に用いた体細胞クローン家畜及び後代家畜由来の生産物を、試験研究目的に使用した後、焼却、埋却等適切に処分し、食品として外部に流通しないよう要請するものであり、国内流通を前提とした表示の検討を行う以前の段階と考えています。</p>	4
	情報公開、コミュニケーションについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クローン技術の目的や必要性、メリット、研究成果、さらに、国際的動向、商業生産へ向けての可能性、動物福祉、倫理の問題等について、総合的に情報提供することが重要。繁殖技術や育種、畜産の現状といった基本的な情報も不可欠。</li> <li>・農水省への定期的な報告、研究内容、成果等の公表など情報提供を続けるべき。</li> <li>・海外から食品として輸入され流通される可能性についても、積極的に情報収集し、わかりやすく消費者向けに情報提供すべき。</li> <li>・体細胞クローン研究に係る研究費を公開し、国民が容認できる範囲の研究であるかどうかの判断材料を提供すべき。</li> <li>・消費者に提供する情報の内容は「生命倫理」に重点を置くべき。</li> </ul>	<p>家畜クローン研究の現状については、これまでも公開に努めてきたところですが、食品安全委員会の食品健康影響評価等を踏まえ、収集・公表する情報について精査し、適切に情報提供してまいります。また、国内外の関連情報の収集に努めるとともに、体細胞クローン技術の現状等について、広く情報提供を行ってまいります。</p> <p>なお、より効果的な情報提供を行うために、農林水産省のホームページ上にクローン研究の情報サイトを開設しているため、お知らせします。</p> <p><a href="http://www.s.affrc.go.jp/docs/clone/index.htm">http://www.s.affrc.go.jp/docs/clone/index.htm</a></p> <p>また、クローン研究機関に対しても、情報収集の目的について説明していく予定です。</p>

分類	ご意見の概要	回答	件数
	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者に対して、重要なデータ等を公正に公表するためのシステムを構築し、体細胞クローンについての研究目的・効果を明確にすべき。</li> <li>情報収集の目的について、明確な目的意識を持つべき。</li> </ul>	前ページの続き	
方法公開、コミュニケーションについて(続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設される消費者庁を含め、各府省庁が協力してコミュニケーションをおこない、日本政府としての包括的な見解や考え方を示すべき。</li> <li>情報提供の在り方について、クローンの専門家ばかりでなくリスクコミュニケーションの専門家を交えて十分に検討すべき。</li> <li>研究者もコミュニケーションの場に参加すべき。</li> </ul>	<p>これまで、厚生労働省、食品安全委員会と協力して情報提供を行ってきたところですが、体細胞クローン技術は新しい技術であることから、国民の理解が深まるよう、今後も継続して情報提供を関係省庁と連携して行ってまいります。また、研究者の参加や分かりやすい情報提供のあり方についても検討してまいります。</p>	6
試食について	<ul style="list-style-type: none"> <li>試食会等の安全に関する啓蒙活動を頻繁に行い、一般の人々への理解を深めることが必要。</li> <li>食肉として消費者の理解が得られていない段階での試食会は行うべきではない。</li> <li>研究者自らが試食することも含め、いつ、どこの研究機関で、誰が、どの生産物を、どれだけの量を何人で、どのように料理して試食したのか、その結果など詳細を記録し、すべて公表すべき。</li> </ul>	<p>体細胞クローン家畜であることを明示した上で試食会を開催することは、試験研究の一環としてだけでなく、情報提供の一環として本技術の理解増進に役立つと考えています。なお試食会の開催内容について、実施した研究機関から報告を求めています。</p>	5
輸入について	<ul style="list-style-type: none"> <li>クローン由来食品の表示義務については、海外から輸入される食品に関しても厳格に適用されるべき。</li> <li>海外での体細胞クローン家畜の輸入についても記述し、市場に出回らない取扱いが必要。</li> </ul>	<p>厚生労働省が所管する食品衛生法は、食品の安全性の確保を通じた国民の健康の保護を目的とする公衆衛生規則です。今般の食品安全委員会の食品健康影響評価により、その安全性については従来の繁殖方法で生まれた動物に由来する食品と同等の安全性を有すると評価されましたので、同法に基づくリスク管理措置を講じることは困難であると考えておりますが、今後とも引き続き国民に対する情報提供及び必要な知見の収集を行ってまいります。 (平成21年6月26日厚生労働省プレスリリースより抜粋)</p>	5
通知の明確化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>体細胞クローン家畜に由来する精子、卵(雄性および雌性配偶子)は「クローン家畜等由来の生産物(肉、生乳等)」と見なすかについて明記すべき。見なさないなら、どのような範囲に属するかを明記すべき。</li> <li>ミニブタの扱いについて明記すべき。</li> <li>商業生産の可能性については現段階のものであることを明記すべき。</li> <li>「研究目的に使用する」、「クローン研究機関内で適切に処分」の意味するところを明記すべき。</li> <li>医療用モデル家畜という表現は適当な表現に改めるべき。</li> </ul>	<p>御指摘いただいた点については、通知内容等に反映します。</p>	7